

仕 様 書

1 業務名

平成 30 年度アスベスト使用建築物情報地図作成業務

2 業務目的

札幌市地域防災計画（地震災害対策編）の第 2 章災害予防計画において災害発生時のアスベストによる大気汚染対策の 1 つとして定められている、アスベスト使用建築物等のマップ化事業において、アスベスト使用・不使用建築物の情報を反映させた紙媒体の地図を作成することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日より平成 31 年 3 月 29 日（金）までとする。

4 業務内容

本市より提供する座標及び住所データに対応する建築物上に、アスベストの使用状況に応じたシンボル（4 種類）を記載した本市全区の地図を作成し、紙媒体で納品する。

(1) シンボルの記載件数

約 71,800 件

(2) 提供する情報

ア 座標：世界測地系（12 系）平面直角座標系（全件：約 71,800 件）

イ 住所

（ア）住所情報あり：約 37,000 件 ※住所はハイフン表記と漢字表記が混在する

（イ）住所情報なし：約 34,800 件

(3) 情報の提供方法

Excel データで提供する。（5）アのとおり、アスベストの使用状況及び施設の種類によって 4 種類にデータが分けられている。（別紙 1 にて提供データの例を示す。

CD-R にデータを格納し、貸与する。）

(4) 記載元の地図

ア 以下の項目の情報が記載されている地図であること。

※規格を示す地図の例として適合品を示すが、当該製品を指定するものではない。

※適合品以外で業務を履行する場合は、入札書提出期限日までに担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、規格を満たしていることが分かる書類を各 2 部用意し、担当課の確認、署名を受けたのち、1 部を入札書提出時に入札担当課に提出し、もう 1 部を控えとして保管すること。

【規格】

項目	備考
住所、地番	
用途地域、用途地域境界	
建物名	アパート、マンション、テナント名等
建物の利用者	法人または居住者名（地図上に記載しきれない分については、別途一覧を用意すること。）
路線名、路線番号	地図上に路線名を記載するとともに、路線名と路線番号が対応した一覧表も添付すること。
索引図	区全域と各ページの地図との対応を示す図であること。
町名索引	各住所が記載されているページを示すこと。

【適合品】

株式会社ゼンリン ブルーマップ（住居表示地番対象住宅地図）

イ 地図は、発行されている地図の中で最新のものであること。

ウ 記載元の地図については受託者側で用意すること。

(5) シンボルの記載

ア 提供する座標または住所上に位置する建築物等にシンボルを記載する。

イ 記載するシンボルは、提供するExcelデータのシート毎に以下のとおりとする。

シート	シンボル
アスベスト使用-非公共	緑色の下向き三角形（▼）
アスベスト使用-公共	桃色の上向き三角形（▲）
セーフリスト-非公共	青色の円（●）
セーフリスト-公共	橙色の円（●）

ウ シンボルの記載により、建築物情報等が見えなくならないよう、シンボルの透過率等を調整すること。また、シンボルが隣接する建築物に重なることが無いよう、シンボルの大きさを調整すること。

(6) 地図の製本等

地図は、区ごとに（全10区）製本もしくはファイリングした状態で納品すること。

(7) その他

ア 座標情報等が指定する位置に該当する建築物が存在しないなど、座標情報等からシンボルの記載位置を特定できない場合は、該当する座標情報等を一覧にした未特定リストを作成し、未特定情報の取扱いについて本市と協議すること。

イ 一連の作業工程について、事前に打ち合わせを行い、本市業務担当職員の承認を得た上で作業を開始すること。

5 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたり、契約書に定めるもののほか、下記の書類を本市に提出すること。

名称	規格・内容	部数	提出期限
業務着手届	—	1	契約締結後、速やかに
業務責任者指定通知書	—	1	契約締結後、速やかに
業務責任者経歴書	業務責任者等と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類を添付すること。	1	契約締結後、速やかに
業務日程表	—	1	契約締結後、速やかに
データ保護責任者等指名通知書	—	1	契約締結後、速やかに
借用書	—	1	データ貸与時
業務完了届	—	1	業務完了時

6 成果品

(1) 成果品の内容と提出時期

受託者は、本業務が完了した時点で、次に示す成果品を提出し検査を受けること。

成果品名	部数	内容
アスベスト使用建築物情報地図 (紙、本市全10区分)	区ごとに1部ずつ (計10部)	「4 業務内容」による
報告書(紙、CD-R)	各媒体1部ずつ	作業日程、記載元の地図の種類、シンボルの記載作業に用いたツール等を記載すること。(データでの提出形式はWordまたはPDFファイルとする)

(2) 成果品に関する注意事項

ア 地図の作成にあたっては、あらかじめ試作品を提示し、承認を得てから各区の地図を作成すること。

イ 納品後に、受託者の責任により生じた乱丁、落丁等の不具合が明らかになった際は、冊子やページの差し替え等により対応すること。

ウ 地図の利用や成果品の作成の際は、著作権の侵害や地図利用の契約内容に関する違反等が無いよう法令遵守を徹底すること。

(3) その他の留意事項

受託者は、本市の指示がある場合は、履行期間途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。

7 本業務の履行における環境負荷の低減等について

(1) 本業務の履行にあたっては、本市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) 本業務に係る用品等は、最新の札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、用紙使用量の削減に努めること。

8 秘密の保持等

(1) 受託者は、本業務の履行期間及び履行期間経過後において、業務上知り得た以下の各号に定める秘密情報(以下「秘密情報」という。)を第三者に漏らしてはならない。ただし、委託者から事前の書面による承諾を得た上で開示する場合、及び法令の定めるところに国または地方公共団体からの命令により開示を求められた場合はこの限りではない。

ア 業務遂行のため委託者から預託された入出力帳票、光ディスク等に記録されているもの(以下「データ等」という。)の内容

イ 委託者から預託されたデータ等をもとにして処理または加工した結果、得られた内容

ウ その他委託者が指定する委託者の業務上及び技術上の秘密事項

(2) 受託者はデータ保護責任者及びデータ保護補助者を指定して、文書により委託者に通知しなければならない。

(3) 受託者は秘密保護の重要性をかんがみ、秘密保護に遺漏のないよう就業規則、業務規定、その他規定等を整備しなければならない。

- (4) 受託者は、受託者の従業員に対し、委託者の秘密を保護することの職責の重要性を認識させ、故意または過失により漏洩防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育・訓練しなければならない。
- (5) 受託者は業務の処理にあたっては、原則として複数の者が行うものとし、秘密保護のため、受託者の従業員が相互にけん制し得る体制を組織しなければならない。
- (6) 受託者はデータ等の保管にあたっては、火災その他の災害及び盗難に備えて保管施設を完備しなければならない。
- (7) 受託者は、委託者から提供を受けたデータ等に事故があったときは、直ちに委託者に報告し、指示を受けなければならない。
- (8) 委託者は、データ等の管理に関して調査・監督・指導を行い、必要と認めた場合は受託者に報告を求め、適切な措置を講ずることができる。

9 アスベスト使用建築物情報の保護等

受託者は、別紙2「アスベスト情報取扱注意事項」を厳守すること。

10 その他

本業務の実施に支障をきたす点や不明な事項については、受託者は本市と協議の上、業務を遂行すること。

11 業務担当職員及び連絡先

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課 若浜

TEL : 011-211-2882 FAX : 011-218-5108

X	Y	建築場所
-61004.53	-108222.67	札幌市厚別区もみじ台南6丁目13の内
-62973.58	-106585.51	札幌市厚別区厚別中央1条6丁目493-73、493-72の内
-63970.44	-102766.95	札幌市厚別区厚別町山本1065-1、-2の各内
-63970.44	-102766.95	札幌市厚別区厚別町山本1065-1の内
-63970.44	-102766.95	札幌市厚別区厚別町山本1065-1の内
-82384.78	-96997.11	札幌市手稲区手稲本町2条5丁目24、25の各内
-66960.80	-111788.24	札幌市清田区清田7条2丁目296-3、297-10、清田301-1の内(清田南公園)
-77318.83	-102367.64	札幌市西区琴似2条7丁目483-5の内
-78447.24	-101452.18	札幌市西区西町北11丁目6の内
-76519.34	-102146.94	札幌市西区二十四軒4条2丁目108の内
-78371.79	-99844.89	札幌市西区発寒11条6丁目962-6の内
-79405.40	-99652.22	札幌市西区発寒8条13丁目734-6、-9、737の各内
-72018.70	-103747.18	札幌市中央区大通東6丁目12-1
-72018.70	-103747.18	札幌市中央区大通東6丁目12-1の内
-72921.59	-103695.05	札幌市中央区北1条西2丁目19の内
-73509.44	-103670.25	札幌市中央区北2条西6丁目1のうち
-72505.39	-103218.47	札幌市中央区北4条東3丁目1-1の内
-67829.84	-97918.33	札幌市東区丘珠町574-1、-2、-3、-4、575-1、571-1、-3、-4、-5、572-1、572-3の各内
-66137.99	-99820.06	札幌市東区東雁来12条4丁目1-1
-66053.39	-99811.81	札幌市東区東雁来町207、208-2、208-3、208-4、208-8、244-2の各内
-70102.64	-100190.21	札幌市東区伏古8条1丁目1-1の内
-72739.24	-100579.21	札幌市東区北23条東5丁目9の内
-73089.07	-98734.15	札幌市東区北39条東5丁目802-16、東4丁目802-19
-84381.56	-114821.91	札幌市南区小金湯599、604-1、-2の各内
-73008.52	-114818.22	札幌市南区真駒内602-30の内
-73008.52	-114818.22	札幌市南区真駒内602-30の内
-72686.18	-111114.00	札幌市南区真駒内上町5丁目8-3
-73001.33	-112429.89	札幌市南区真駒内泉町3丁目13の内
-74023.95	-113939.48	札幌市南区石山78-24、-71の各内
-75660.97	-110956.37	札幌市南区中ノ沢2丁目1の内
-88152.53	-113915.08	札幌市南区定山溪温泉東2丁目109-2、193-2、河川敷地
-89030.76	-114727.36	札幌市南区定山溪温泉東4丁目308の内
-89032.55	-114663.73	札幌市南区定山溪温泉東4丁目310-38の内
-79162.59	-115858.97	札幌市南区藤野484-1のうち
-71360.71	-104303.21	札幌市白石区菊水3条2丁目9-1
-71277.01	-104233.23	札幌市白石区菊水4条2丁目1
-65494.99	-104993.86	札幌市白石区川下4条4丁目2の内(東川下公園構内)
-65974.68	-107648.47	札幌市白石区南郷通20丁目南11のうち
-69572.06	-107227.88	札幌市豊平区月寒中央通7丁目545の内
-69465.71	-107256.39	札幌市豊平区月寒東1条7丁目574-15の内
-69465.71	-107256.39	札幌市豊平区月寒東1条7丁目574-15の内
-67374.51	-107472.58	札幌市豊平区月寒東5条15丁目308-8の内
-71113.43	-112192.27	札幌市豊平区西岡(西岡公園内)
-70500.49	-107047.61	札幌市豊平区美園10条7丁目31の内、10条8丁目1の内、11条7丁目28の内、11条8丁目1の内
-72772.21	-94852.17	札幌市北区篠路2条3丁目33-256の内
-71874.86	-94440.06	札幌市北区篠路4条8丁目14-1
-88978.78	-114695.99	
-84042.66	-114029.26	
-89553.22	-115979.83	
-89601.86	-118082.8	
-88667.41	-114534.15	
-83155.53	-115244.1	
-88723.74	-114377.84	
-89738.67	-115657.47	
-78879.94	-115817.6	
-78559.11	-114026.4	
-77857.61	-115410.56	
-77488.41	-115229.1	
-77465.3	-115295.7	
-77500.7	-115299	
-77526.5	-115245.6	
-77450	-115246.8	
-77502.8	-115198.8	
-77476.41	-115192.5	
-77451.8	-115145.1	
-77526.8	-115144.2	
-79142	-115881.88	

○別紙2 アスベスト使用建築物情報取扱注意事項

(アスベスト使用建築物情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、アスベスト使用建築物情報を取り扱う際には、不動産の資産価値を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得たアスベスト使用建築物情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得たアスベスト使用建築物情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供されたアスベスト使用建築物情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供されたアスベスト使用建築物情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供されたアスベスト使用建築物情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、アスベスト使用建築物情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者がアスベスト使用建築物情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。